岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第１項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

1　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

別表のとおり

2　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年８月２０日から令和７年９月１５日まで

別表

地区名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
笠岡本土	ひき釣漁業 たちうおひき釣漁業	笠岡市地先海面	10月１日から 12月31日まで	定めなし		0	・笠岡市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること